変更地域別概要

整理番号	変更地域名（図面番号）	関係市町村名	変更する面積		変更部分の重複状況（ha）					変更部分の地目現況（ha）		変更を必要とする理由（地域設定に伴う土地利用に関する基本的事項）	関連する個別規制法の措置（予定）	個別規制法の調整状況
			拡大面積（ha）	縮小面積（ha）	他地域との重複		細区分の指定状況		白地地域の増減					
					名称	面積	名称	面積		地目	面積			
2	山田森林地域（14-9）	山田町（船越・田の浜地区）	5		都 農	4.96 0.49	用途	0.24		森林	5	山田町復興整備計画（第1回変更）により森林地域を縮小したものであるが、その後の計画変更に伴い、事業対象地外となったことから、再度森林地域に編入するもの。	久慈・閉伊川地域森林計画の変更	
				1	都	1.28	用途	0.85		森林	1	防災集団移転事業による住宅団地の整備に伴い、森林でなくなる見込みであり、森林としての利用・保全を図る必要がないため。		
3	山田森林地域（14-9）	山田町（船越・田の浜地区）	3		都 農	1.17 1.57				森林	3	山田町復興整備計画（第1回変更）により森林地域を縮小したものであるが、その後の計画変更に伴い、事業対象地外となったことから、再度森林地域に編入するもの。	久慈・閉伊川地域森林計画の変更	
				2	都 農	0.78 1.11				森林	2	道路事業（市街地相互の接続道路）による防災高台道路の整備に伴い、森林でなくなる見込みであり、森林としての利用・保全を図る必要がないため。		
合計			8	3										

【記載上の注意事項】

1)「整理番号」欄は、変更地域ごとに付し、必要に応じて枝番を使用する。

2)「変更地域名」欄には、変更部分の通称（市町村名）の五地域区名（例：〇〇都市地域）を記載する。また、対応する土地利用基本計画図の図面番号を括弧書きで併せて記載する。

3)「変更する面積」、「変更部分の重複状況」、「変更部分の地目現況」欄の面積には、整数値を記載する。

4)「変更部分の重複状況」の「他地域との重複」欄には、拡大の場合は新たに重複することとなる他地域の名称と面積、縮小の場合は変更前において重複していた他地域の名称と面積を記載する。なお、名称の記載する際、都市地域は「都」と、農業地域は「農」と、森林地域は「森」と、自然公園地域は「公」と、自然環境保全地域は「保」という略称を用いる。

5)「変更部分の重複状況」の「細区分の指定状況」欄には、上記4)と同様の考え方で個別規制法の各地域・区域の種類と面積を記載する。その際、市街化区域は「市街」と、市街化調整区域は「調整」と、その他都市計画区域における用途地域は「用途」と、農用地区域は「農用」と、国有林は「国林」と、地域森林計画対象民有林は「民林」と、保安林は「保安」と、特別地域は「公特」と、特別保護地区は「保護」と、原生自然環境保全地域は「原生」と、特別地区は「保特」と記載する。

6)「白地地域の増減」欄には、変更によって減少又は増加することとなる白地地域の面積を記載すること。なお、白地地域が減少する場合は、数字の前に△を付すこと。

7)「変更部分の地目現況」欄は、該当する現況を農用地、森林、原野、水面・河川・水路（河川等）、道路、宅地、その他に分類して記載する。

8)「変更を必要とする理由」欄には、人口、産業、交通、自然条件等により地域の特質を明らかにしつつ、土地利用又は土地取引の動向からみた必要性について記載する。また、細区分の設定の考え方、関連する事業計画等を明らかにしつつ、当該地域の土地利用（開発、整備、保全）の基本的方向に関する事項を括弧書きで併せて記載する。なお、新たに複数の地域区分を重複させる場合には、その必要性についても記載する。（例：開発を抑制するために〇〇法の〇〇区域も指定する）

9)「関連する個別規制法の措置（予定）」には、個別規制法に基づく地域・区域（細区分を含む）の指定（変更及び廃止を含む）の予定を記載する。

10)「個別規制法の調整状況」とは、法令や通知で国の関係地方支分部局との間で調整を行うこととされている場合における、都道府県（個別規制法担当部局）と当該地方支分部局（個別規制法担当部局）との調整を指す。なお、本欄には、①どの地方支分部局（個別規制法担当部局）と、②いつどのような方法で接触をし、③いつどのような反応を得られたかを記載すること。（例：〇〇農政局〇〇課に〇月〇日文書にて照会。〇月〇日時点未回答。〇月〇日口頭で了解の旨連絡受け。）

変更位置図1～9（基本計画図14-9）

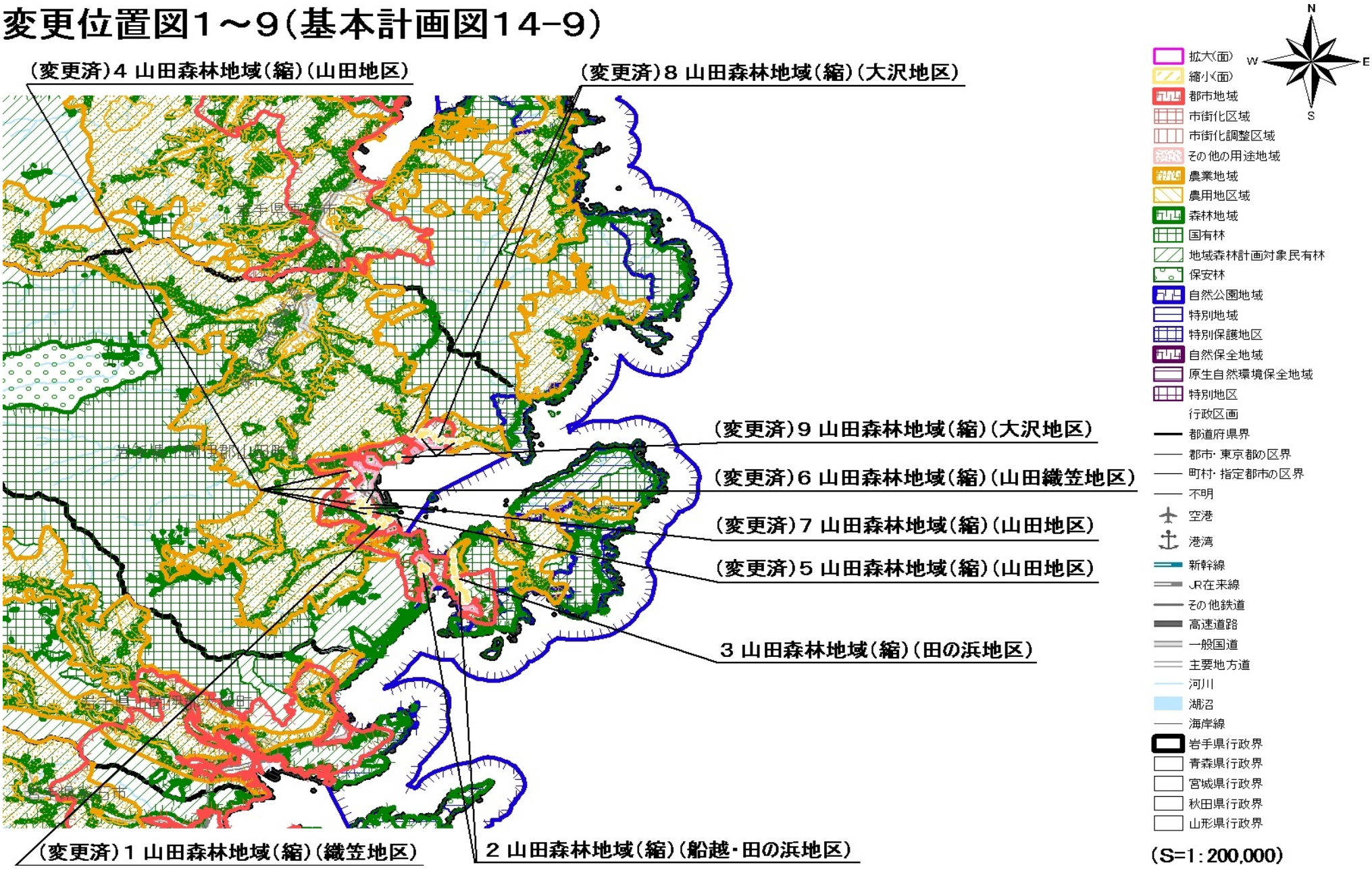

※ 2 及び 3 については、H24.11 協議会における変更（縮小）箇所に、今回の変更（拡大・縮小）箇所を反映させた後の森林地域の変更（縮小）箇所であること。

変更区域図1～5（基本計画図14-9）

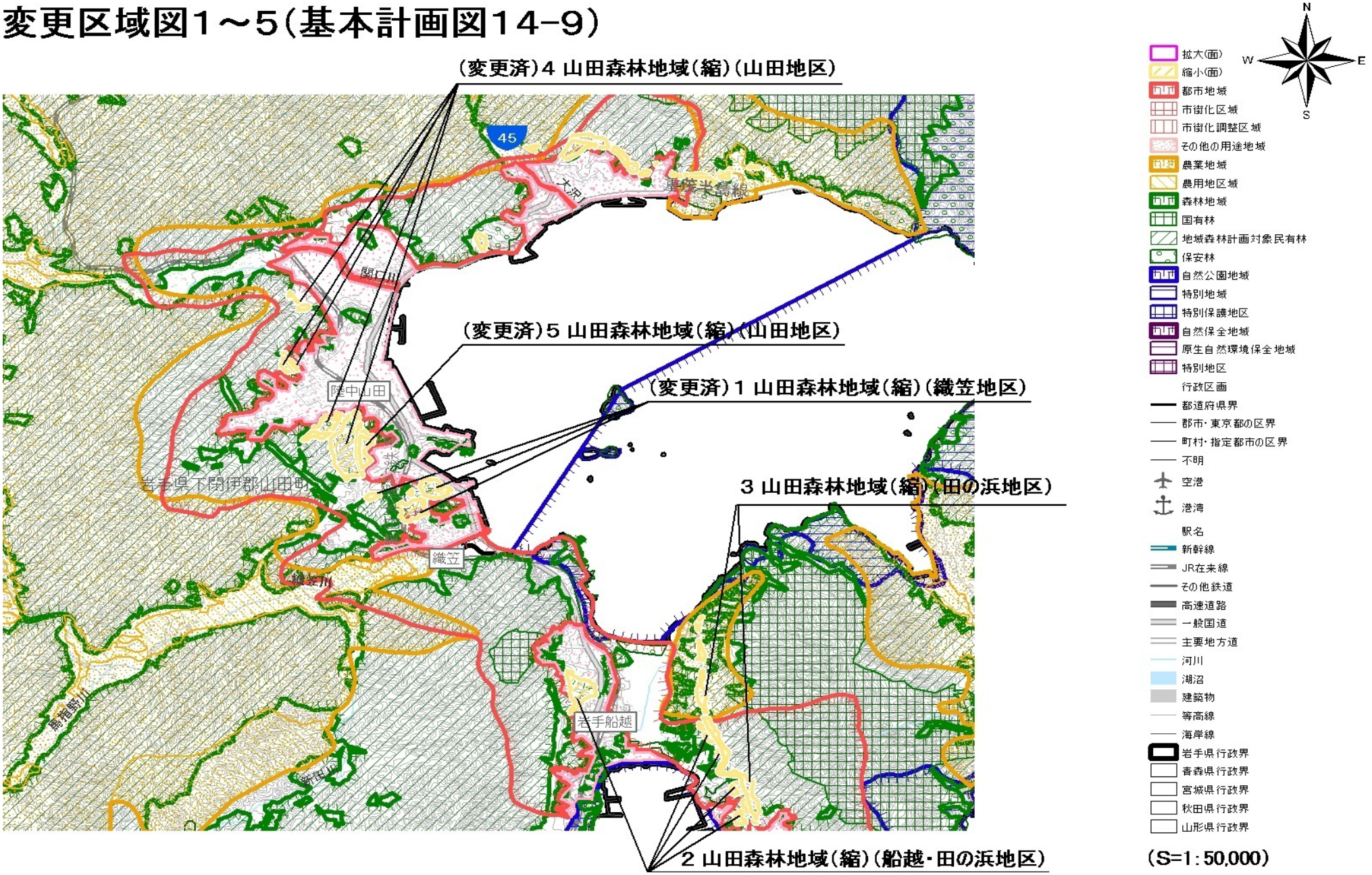

※ 2 及び 3 については、H24.11 協議会における変更（縮小）箇所に、今回の変更（拡大・縮小）箇所を反映させた後の森林地域の変更（縮小）箇所であること。
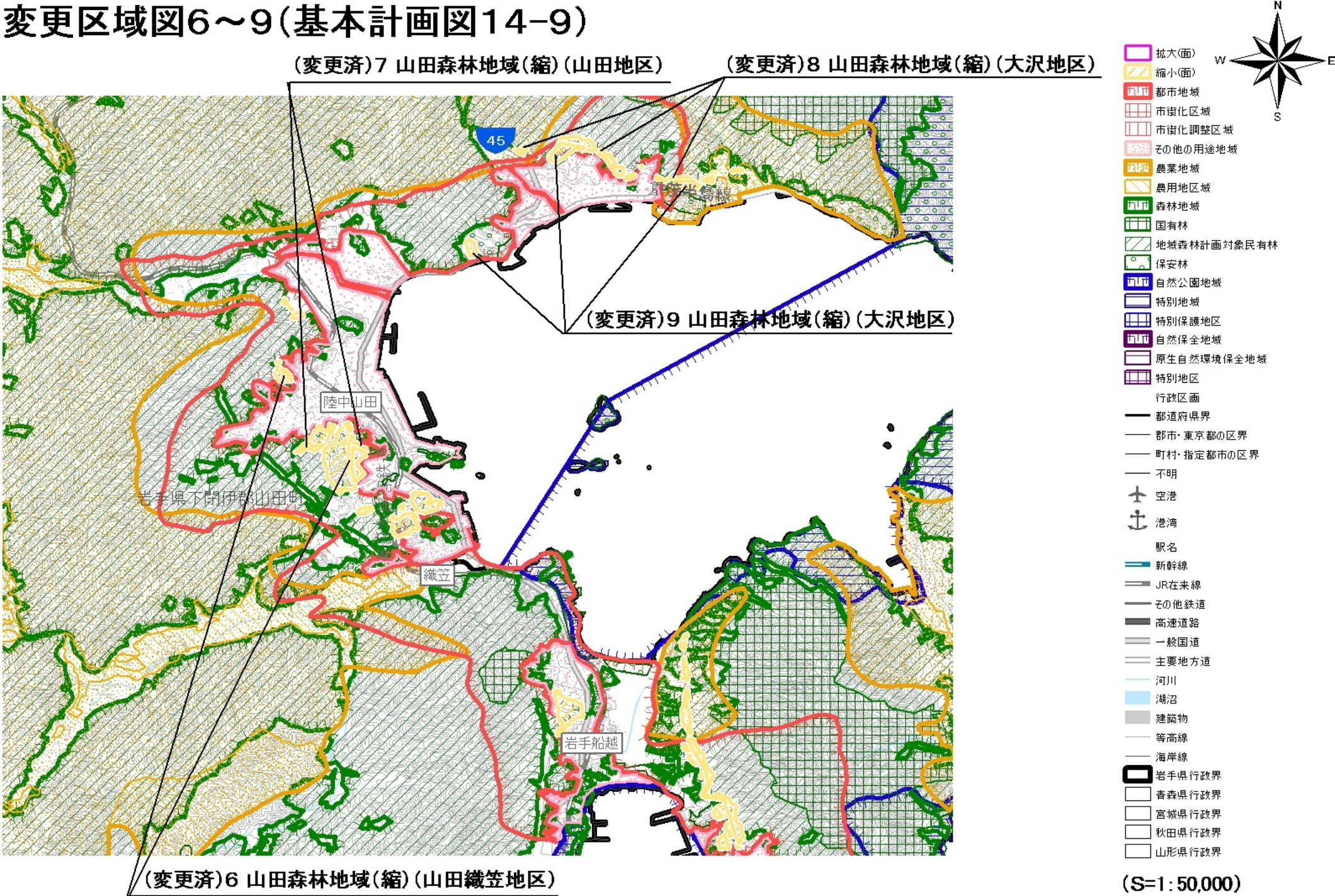
変更区域図6～9(基本計画図14-9)